

第四章 平安時代の日高

第一節 焼けた正倉

正倉炎上

『三代実録』によると元慶三年（八七九）十二月十五日、但馬国氣多郡の人、前醫師從八位上日置部是雄・無位日置部衣守、火を放て不動穀二千四十八斛五斗並に倉四を焼くとある。この倉は、国衙附属の正倉か、或いはこれに類するものだったろうか。

この頃も、奈良時代から引き続いて、農民から取り立てた田租は、中央に送らないで、その国に留めておくのが立てまえで、地方政治の財源に充当していた。それも納入された田租そのものを、凡て財源として利用するのではなく、その大部分は、全く手をつけないで残しておき、非常の場合しか持ち出せないしくみにしていた。平素は不動のものであった。この不動穀を貯蔵しているのが国衙の正倉であつた。元慶三年（八七九）、但馬ではこの国衙の正倉か、或いは国衙の正倉でないまでも、国衙の借倉か、里倉と考えてもよいような倉庫が、四棟も焼け、中に保管してあつた、多量の不動穀が焼失している。火災の原因は失火でなく、

放火であった。犯人は直ちに検挙されたものらしい。飢えた農民が、不満を国司にぶつけて行つたものではなくて、その一人は、「前医師從八位上」との肩書を持ち、かつては国衙機構に關係していた地方官であり、他の一人は、わざわざ「無位」と断つていることよりすれば、律令制が規制する公民的な農民ではなくく、同様に国衙機構に参画し、何らかの下級的な役職に勤務してはいるが、まだ位階を受けていない者のようだ。是雄といい衣守といい、彼等二人は共に日置部を姓としている。この日置部は、既にふれた如く、古代豪族が私有していた部民的任務を離れて、官僚統制に振り替つた、新しい形の部民と理解されるもので、恐らく氣多郡日置郷を生活基盤としていた有力農民だったろう。農民の中でも、上層部の者が放火していた。

元慶三年（八七九）度の但馬国正倉焼失事件は、原因がはつきりしていて、放火だったが、奈良時代の末頃からこの頃にかけて、日本のあちこちで、正倉が焼亡している例が多い。防火対策が不備のため、失火によって焼失したり、或いは雷火によって焼亡したりする場合もあつたであろうが、たいていは、原因不明となつてゐる。元来正倉の管理は、実にきびしいものであつた。それなのに、しばしば焼失し、その原因は不明とされ、「神火」だといつて、不可抗力視され、正倉の管理責任者である国司は、責任の追求を免れ、焼失した官物を弁済しなくとも済んでいる。それどころか神火と称することによつて、逆に之は行政や為政者の徳目に対し、天が声なき声をもつて行つてゐる批判とさえ考えられ、中央や地方政治姿勢に対する警告ともされていた。

正税無実

さて先にも記した如く、但馬国司陽胡真身一家は、聖武天皇の奈良東大寺の大仏鑄造に際して大口献金者の中の筆頭であった。但馬国司も、但馬に於てこそ、但馬の行政長官として、威張れもしたが、ひと度び中央政府所在地に転勤すれば、下級吏員に過ぎない。だのに、但馬国司陽胡真身は、莫大な財貨を献金している。彼のこの富は、如何様にして手中に入れたものだろうか。

国司は、地方政治の最頂点に立つものだ。それだから、それだけに、役職を利用し、法律を最大限に、自分なりに都合のよいように拡大解釈を行い、役職に伴う給与以外の所得を手に入れようとなれば、まことにやりやすい立場にあった。その主要なやり方をいくつか紹介しよう。

「出挙」がその一例だ。春のはじめ農民に種畠を貸しつけておいて、秋の収穫期になると五割の利息をつけて返却させる。このように物や錢を貸しつけて元利を回収するやり方が出挙で、人別に貸しつけるのが原則だが、貸付に当つて、国司は「広挙隱截」といつて、ヤミ出挙を行い、帳簿面より多く貸付けを行つて利鞘を稼いだりした。

また、「虚納」といわれるやり方もある。農民と慣れあって、帳簿をごまかして、差額を着服する。こうして正税無実といわれるよう、国家の税収は、減少する一方、国司の懐はたんまりとふくらんで来るのである。但馬国司陽胡真身は、法律畑出身であつたから、このように法律を逆手にとつて、利財を計る方法に通じていた人であろう。彼の巨大な財産もこのようにして築き上げられたものだった。

神火の正体

国司の蓄財のやり方は、このように法律の不備や、施行上の盲点をうまく運用したもので、おおっぴらな不正にもとづくものだった。

この風潮が下級官吏に及んで国司の利財法を郡司が見習つてくる。国司へ職務手当として支給される職田が二町位であるに対し、郡司ともなると、小領で四町、その上の大領になると六町だ。郡司の方が国司より広大な職務に伴う田地を与えられている。郡司の前身は、奈良時代以前の国造のものが多かつたから、彼ら等が持ち伝えきていた広大な田地を一挙に没収するわけに行かなかつたからだ。郡司も利財を計ろうとするならこの穫れ分を元金にして、農民に貸付を行えばよい。もし元金になる貯稻がなければ、職権を利用して、政府から無利息の借稻を手に入れる便宜さえもあつた。加えて郡司は、正倉に直接の管理権を有していきたので田租の納入や出舉の徵収に当つて、不正が介入する余地があつた。

また調（ちょう、男子に課せられた現物納の租税）、庸（よう、力役の代納物）などの、品物を都へ移送するのが貢調使だが、その下で運搬の実務を司どつたのが郡司だ。綱領郡司といわれていた。責任は重大だが、経験的に体得した要領を、抜け目なく行い、租税の現物運送に当つて、雑物に買いかえて、貿易の利を追つたり、官物の着服をしたり、結構、荒稼ぎを行つてゐた。それだけに、郡司の地位は、生長しつつある上級農民層にとつて、魅力ある地位でもあつた。

さて、氣多郡の地には、先にもふれた如く、川人部広井のように、律令官僚組織の末端の身分でありながら、多額の私財を献納した人がいる。またこの当時、婚姻が同格の家を選んで行われているとしたら、日置部小手子が美含郡郡司の許に嫁入りしているから、日置部小手子の実家は、氣多郡の郡司級に近い家と考え

てもよいだろう。こうして見ると、正倉の放火犯人とされる日置部は雄や衣守も、これにつながる郡司級の家筋のものだったろう。このように、新たに農民層の中に発生した上位者は、この当時、「殷富の百姓」とも呼ばれる、富豪層でもあった。こうなると、農村構造に変化が起る。これまで郡司や里長が、農村で小君主のように振舞っていたが、彼等の対抗勢力としてこの富豪層が力を伸ばして来る。中にはみいりのいい郡司職を競望するものが出て来る。

譜代の郡司と新興富豪層との間に、猛烈な郡司職をめぐる争いが起きる。相手を抹殺しなければ、郡司職が確保出来ないとなると、お互いに謀略の黒い手が動く。正倉に放火を行い、之を相手方の所行だといい、失脚を計るのである。このころ、伴大納言が、中央の京都で、応天門に放火を行い、政敵を没落させようとした如く放火は証拠さえつかまらなければ、相手を倒す最上の手段だった。

こうして見ると、元慶三年（八七九）の但馬国正倉焼失事件は、郡司職就任をめぐる争いに、新興富豪農民である日置部氏が、郡司になろうとして、却つて、対抗勢力に蹴落された事件ではなかつたろうか。律令の政治の下では、正倉放火は死罪との規定があるほどの重罪であつたが、勅諭によつて、罪一等を減じて、遠島処分になつた。郡司職を熱願する相手方は、日置部氏を再起不能にすれば、それで目的を果すのであるから、死罪というような極刑を行い、あとあじの悪さをかみしめることを避けている。

また、正倉放火については、別に、つきのようにも考えられはしないだろうか。即ち、先にも述べた如く國司自身が私腹を肥やそうとして、合法的不正を働く時勢でもあつた。この事情は、早くから政府は知つていた。それで査閲を行うが、一向にやまないどころか、証拠消滅のために、一挙に正倉に火をつけるような

非常手段を行うこともあつた。これが神火の正体もあるが、日置部是雄や衣守が放火犯人とされるについては、或いは国司のこのような不正行為に関連して、国司側に味方せず、却つて国司側から忌避されるような立場に追い込められた結果、逆に放火犯人に仕立てられたものかも知れない。さて、このような、小さいながらも、地方権力の争いの道具に使用された但馬の国府の正倉の所在地は、全く分明していないが、恐らく国府平野の地が、その場所に選ばれていたことだろう。

郡司と郷

すでに述べた如く、地方行政区画の最末端組織は、「郷」だ。これは大化改新により施行された國・郡・里制の里が郷と改称されたもので、五十戸一郷を原則としていて、新たに一郷に三里前後の里がおかれた。この郷里制の施行期間は、ほんの短時日であって、まづ里が廃止され、律令制の弛緩と共に、行政体としての「郷」も消えてしまい、やがてふれるごとく、莊園が発生してくる。それに、政府は中央集権的な政治機構を目論んでいて、古代的権威と、強大な経済力を有する郡司を骨抜きにしようとす る政策を打ち立ててるので、郡司による一郡支配は、だんだん行われなくなつてくる。郡という機能が空白化した結果でもあつたが、やがて国衙領の中に、自然発生的に、再び「郷」が出現する。これは、政府が制度的に定めたこれまでの郷とは、全く異つたもので、むしろ、地縁的地域的な共通性が中核となつて、成立したものだ。また一方では、但馬国司になつても、民生には力を注がないで、とれるだけの税金をまきあげて、私腹を肥やすことばかりに専念する行政官が出てくる。

ところが、徵稅事務を行う実際的な窓口である郡司が弱体化し、もはや活潑な機能的な活動を行ひ得ない

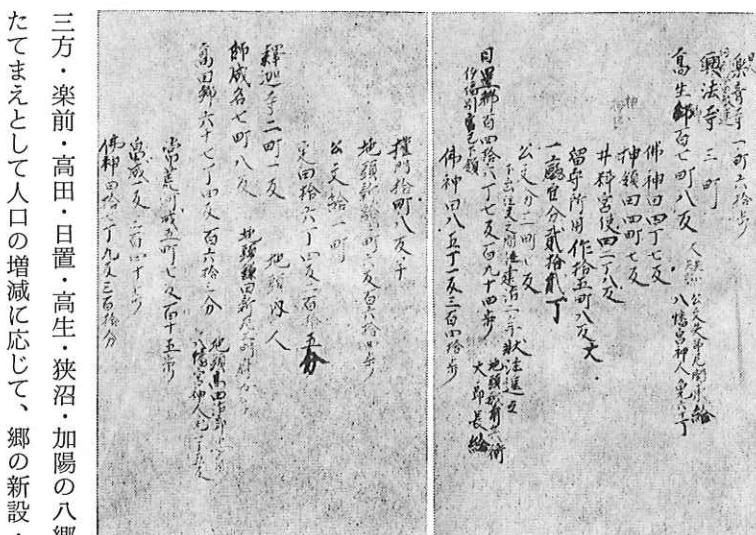


写真64 但馬国太田文 (香住町 帝釈寺蔵)

のだから、国司にとつては税金の取り立てなどの行政行為がはかばかしくゆかない。そこで、目をつけたのがこの新しく出来かかつて来た地域集団である郷だ。これを納税の単位とするようになり、そこに「郷司」がおかれ。そうすると、この郷は、さきに奈良時代に設定された「郷」とは、呼び名は同じでも、内容的には全く異つたものとして、現われて来ているわけだ。今までの郷は、郡の下に位置していて、国衙とは直接には結びついていなかつたが、新たに登場した「郷」は、郡を経由することなく、直接的に国衙の支配下に入る単位として登場している。やがて但馬国司の中から、富強になつた人の出るのあ、このような新しい郷を、徵税単位として、がつちりと擱んでいたからだった。

この氣多郡では、律令制制定当時の郷は、太多・三方・栗前・高田・日置・高生・狭沼・加陽の八郷であつた。既にふれた如く、律令制制定当初の時代には、たてまえとして人口の増減に応じて、郷の新設・停廢がなされねばならなかつたが、但馬全体を通じてみて

も、また氣多郡についてみても、郷の新設、停止はついぞ行われていなかった。逆に時代の経過と共に、郷の消滅・発生があいついでいる。『但馬国太田文』によると、この氣多郡では、太多・三方・樂前の郷名は消えて、莊園名に転化しているし、新たに、氣多上郷・氣多下郷・八代郷が附加してくる。郷名が存続しているのは、高田・日置・高生・狭沼・賀陽の五郷だけとなっている。『但馬国太田文』によると、律令制制定當時存在していた郷名は、但馬全体で、わずかに、十五郷しか載っていない。それなのに、氣多郡関係は、このように、五郷にも上っている。国衙が地元にあるため、行政権がまだまだ滲透している名残りを示している。

高田郷 とはいいうものの、郷域そのものには、莊園制の進展も関係して変化があった。その一例として、**狭沼郷**と八代郷の関係については、既に説明を加えておいたが、なお郷域が変化したと思われる所がある。高田郷を例示してみよう。

『但馬国太田文』によると、日置郷は百四十六町歩、高生郷は百七町歩だ。それに狭沼郷はもとは百七町歩だった。大体各郷域の田積は似通っていることに気づく。所が国衙の所在地である高田郷は六十七町歩で、日置・高生・狭沼の各郷の大体二分の一強の小さな地積だ。大将野庄は、今の野々庄の地域に当ると考えられているが、これの地積は五十七町七段余だ。大将野庄に高田郷の田積を加算してみると、百二十四町歩となり、高生・日置・狭沼郷の田積とほぼ似通ってくる。

日置・高生・高田・狭沼の四郷は、お互いに隣接しあい、地勢、地形が殆んど同一条件の農地で構成され

てゐるから、古代律令制の時代五十戸で一郷を編成した時、その包括面積は、殆んど等しいものだった情勢が、そのまま鎌倉時代まで持ち越されていたのかも知れない。

こうして見ると、高田郷も、狭沼郷と同様に、もとは百二十四町歩の大きな郷域だったのが、折半されて半分は高田郷として残り、他の半分が大将野庄となつたようにもみえ、ここにも郷域の変化が推定される。

氣多郷

ところが氣多郷百十一町の場合には、どう考えたらよいだろうか。既にふれた如く、氣多郷の郷名は、十世紀の『和名抄』には記載されず、十三世紀になって、はじめて、『但馬国太田文』に氣多郷の名前が載せられている。このごろ『仁和寺文書』の中に、「多気地頭沼田三郎」とか「多氣下郷一町七段」ともみえているがここに多氣地頭・多氣下郷とあるのは、恐らく氣多の書き誤りであろう。

さて、現在この氣多郷の郷域を確定することは困難だ。だが『但馬国太田文』によると、郷域内に常荒流失地が約一割強の十三町歩もある。それは、円山川の洪水のため、たえず荒されている地域のことだろうから、氣多川沿いの地域に形成されていた郷であつたろう。『但馬国太田文』によると、この氣多郷は、上郷と下郷とから構成されていて、面積は上郷二十八町五反、下郷は七十三町七反という。この氣多上郷は、現在の上郷に当る地域であろうから、おおまかにいって、氣多郷は現在の上郷・中郷・府中新・府市場・堀・野々庄・池上・芝・上石などの地域が該当するのではないかと思われる。

さて、古くより、氣多郡という郡名は存在しているにもかかわらず、氣多郷という郷名は十世紀の『和名抄』にも記載されず、やつと十三世紀になつて、その名が浮んでくるのは、やはり平安時代に、国府平野に

所在する国衙領の中から、いつとはなしに形成され来たつた郷であつたからだろう。このような郷を、但馬国司が直接に把握しようとしていたのだ。その地積が、日置・高生・高田・狭沼の四郷とも、ほぼ似通つてゐるのは、偶然的な類似を表示しているものだろう。

いづれにしても、但馬国司が、がっちりと手に握りしめていたのは、このような農民の間の方から、自然発生的にまとまって來た郷なのであって、その時、国司は郡司の手を経ないで、郷を代表する郷司と直接關係を結んでいた。では、このような郷司は、日高の地では、どのような姿で現われていたことか。

郷司佃と西県郡司

『但馬国太田文』によると、下加陽郷五十九町余の中に、郷司佃が七反存在している。

また下加陽郷には「郷司」が任命されている。この「郷司」は、先に述べたように、八世紀律令制が規定する加陽郷の郷司ではなく、新たに発生した下加陽郷の郷司なのである。この郷司が下人を使役して、直接農地經營を行つてゐるのが、また、「佃」(つくだ)でもあつた。佃には、預所や地頭の佃もあり、莊官の場合は、用作とも正作ともいつてゐる。

このような郷司は、氣多郡の中では、下加陽郷だけでなく、他の地域にも見られる。即ち、進美寺の記録によると、西県郡司一庁官という役名が出てくる。後で再説するが、東県垣という地名が、進美寺の記録にみえることなどから、進美寺の寺領に関係して「県」(あがた)と呼ばれる地域が存在していたことは確かだ。この、「県」というのは、もともと、古代行政組織の一単位でもあつたから、或いはこの氣多郡の中に、古代、國造の下にあつた地方行政の名残りを示すものであつたかも知れないが、今としては、そのことを直接

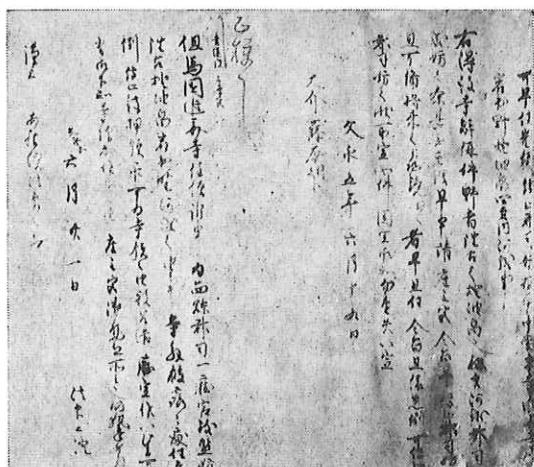


写真65 天台座主宮令旨案（進美寺文書）

古事記傳抄本より
著者不詳

右傳抄等既傳件與者はちくぞ波高、總大將外
此病、余是よりは早中清きと爲人よ。又其傳
見下傳件與者平生行今名且傳件與者
奉り皆く傳件與者、國主也。勿失失、宣

久承立年六月十九日

久承立年六月十九日

に証拠だてる資料がない。

何はともあれ、十三世紀のころ、氣多郡の中に、「県」という地名が残っていて、それが東県と西県というように方角によつて、分割されている。それだけに、「県」の地域は、ある程度のまとまりをもつた地域だったろう。だが、その地域は進美寺の記録の文書から推して、氣多郡の全域にわたつたり、それよりも更に広いものではなかつたらしい。むしろ、進美寺山下に存在する小地域の称呼のようだ。だとすると、これは、新たに発生した郷にも、似通うような地域ではなかつたろうか。この地域には、或いは南県、北県もあつたかも知れないが、方角によつて、東県、西県に分けていて、その中の西県には、西県郡司が任命されているのである。

この郡司は、奈良時代に任命されたあの郡司とは、性格が異なることは勿論、その支配地域に至つても、気多郡全般にわたるような広大なものでなく、狹少なもので、郷の大きさ位の地域であつたのだから、この意味からすると、この西県郡司は西県郷司とも呼びかえてもよい人であるわけだ。つまり郡司といふも、郷司といふも、その名前の呼び方が異なるだけで、実質的には、同一のものであるわけだ。つまり西県郡司といえ

ば、一見する所、郡の上部機関として、気多郡全般にわたる行政権を有しているようにみえるが、その実体は、下加陽郷の郷司とは全く変らぬ役職だったのである。

この郡司＝郷司という形態は、どのようにして発生したものかといえば、従来の国衙に設置されていた収納所とか、検田所などの諸機関が、それぞれ独立して来て、元の機関で実務に当っていた役人の権限が強くなつて来たためだ。それで、今までこの機関を統轄していたはずの郡司が、彼等に主導権を奪われてしまふ。但馬の国司に任命されていながら、但馬に下向しないで、目代などの在庁官人に、國務をゆだねてしまふような国司が、続出すると、そのために、その在庁の職制が整備され、却つてこのことのゆえに、従来の郡司の力が弱ってきてている。こうして、郡司は空名とまでも行かぬが、その郡全般にわたる政治支配の地位が低下し、新たに郷司職位の郡司が、一郡の中に何人も輩出してきている。

氣多郡の郡司は、古代に於て、氣多君に代表されるような、国造級の豪族であつたが、それが日置部氏のような部姓の郡司と代り、更に、郡の内部にいくつかの郷が発生して、これが国衙の徵稅単位になるに及んで、これを管理するために郷司が任命され、時には郡司とも呼びかえられて來ている。西県郡司のことを、西県郷司とでも呼べばよいものを、あえて西県郡司と表現している。こうして見ると、西県郡司や下加陽郷の郷司は、国衙の役人が就任している公算が強い。つまり国司は京都において、任地に下向せざるにいるから、但馬の国務は但馬の国衙で国司の代行をしている目代や、権介や、惣判官代などの専務職のようになつて來ているのである。なんのことではない、郷司に任命されている人は、有力農民ではなく、但馬国府の役人であったわけだ。それだからこそ、但馬国司は、任地に下向しないでいても、この部下の国衙役人に徵稅事務を

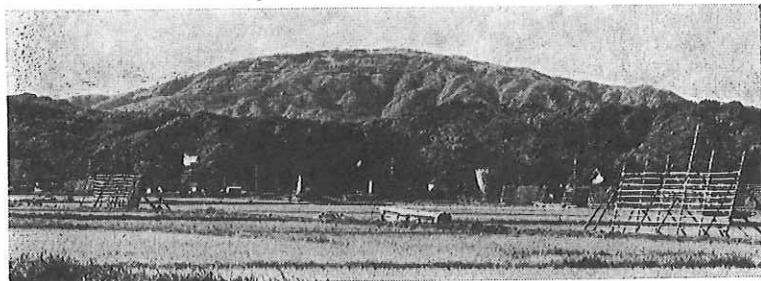


写真66 大岡山遠望

命じておけば、この国衙役人は単なる行政事務官であるだけでなく、他方で郷司、つまり一定の小地域の権力者の行政官であるから、命令事項が確実に実行されるわけだ。こうして国司は郷を徵税単位として、がっちりと掴んでくる。

では、この国衙役人には、どのような人が任命されていたことだろうか。この点については、第六章第一節得久名の項で再びふれることとする。

第二節 大岡山と進美寺

神の山、大岡山

國府平野に立つて、眼を西へ注ぐと、こっぽりと丸い大岡山の山容が飛び込んでくる。南へ眼を転ずると山並の中に、突立している須留岐山が見える。また、神鍋山は、おわんを伏せたような半球状の山だ。大岡山・須留岐山・神鍋山のこのような山容は、何かしら人の心をそそるものがあるせいか、古くから神の山と観じられていたようだ。『三代実録』貞觀十年（八六八）閏十二月二十二日の条によると、正六位上大岡神は左長神・七美神・菅神と共に神階が進んで、從五位下となつていることから知られるように、古くから大岡山は山そのものが神様だと信じ

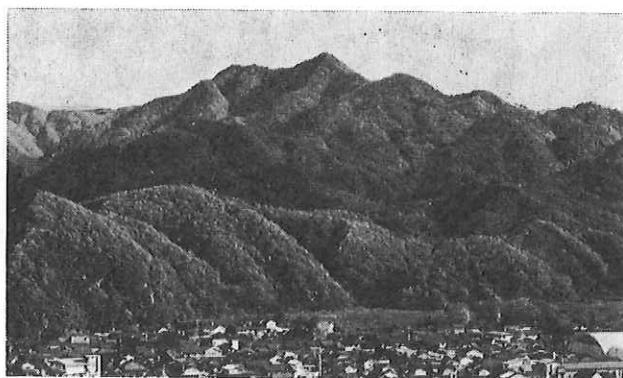


写真67 須留岐山遠望

られている。

古代の日本人は、風雪や雨や雷など頭上に生起する自然現象に、凡て畏敬の目で接し、そこに神の存在を信じていたことであろう。わけても、コメ作りの生活が展開すると、風雨が時にかなつて、秋のみのりを保証してくれるのも、神のなせるわざとの思いが強められる。この神は、祀るによつて頤われ給い、頤われることによつて、また祀られ給うものであつた。神が天上から降臨し給う聖域は、集落の近くにあり、樹木が生い茂つた、うつそうとした高い山だとか、或いは、なだらかな山容をした美しい山だと信じられた。大岡山は、まさに大きな丘のような山として、そのまるっぽい山の姿は、神が天降り給うと信じるのに、うつてつけの山であつたわけだし、つるぎ（剣）の尖りにも似た須留岐山の凸出部は、神が降り来る山の目印とも感じられていたことだろう。このような神の山は、また「カンナビヤマ」とも呼ばれていた。神鍋山—カンナベヤマーは大岡山や須留岐山と同じく、このカンナビヤマの一つでもあつた。山には、天降りました神靈がこもり鎮つている。この神靈は、この山を神と見る山麓の人たちの祖先の靈でもあつたのだ。



写真68 山神社（山宮）

式内社

やがて神が降臨するカンドコロが、常設的に設けられると神社が成立し、農村の生活と密着してくる。この神社の中のあるものは、新年の祭りに当って、政府から奉幣を受けるようになってくる。これが官社だ。『三代実録』承和九年（八四二）十

月十五日の条によると、氣多郡山神・雷神・戸神・櫛椒神・城崎郡

海神の五柱の神が官社に指定されている。櫛椒神の神格は不明だ

が、山神・戸神・雷神・海神は、凡て自然神で、森羅万象に神を観

じた古代人の心を示している。これらの神に対して、政府が新たに

奉幣を取り進めようというのである。それが氣多郡に集中してい

る。これらの神社の所在地は分明しないが、恐らく、わが日高町の

町域内に鎮座し給う神様であろうし、その故に、神の靈験の尊さ

が、但馬国府によりよく認識され、公の祭礼の神社の中に加えられ別々のものであろう。大岡神が從五位下になったのは、貞觀十年（八六八）閏十二月のことと、それに先立つ一ヵ月前に、山神は既に大岡神より上位の從五位上に昇叙している。

一般に、このように明瞭に官社指定の記録が残っている神社は、その数が少い。但馬ではこの氣多郡の四神、城崎郡の一神の例が知られるだけである。



写真69 中思往来神社

このように、政府は、公に奉幣する官社を選定し、更に之を、大社、小社に分け、国司庁から奉幣する神社と、神祇官から奉幣する神社に区別している。この状況は、十世紀の初頭選定された「延喜式」の中に記載され、普通これを「神名帳」と呼んでいる。この中に所収された神社が、式内社だ。

但馬の式内社の数は、百十三カ所、百三十一座である。「座」というのは、神様を数える単位の言葉である。神社の数と神様の数とが一致しないのは、特定の神社に多くの神様が祀つてあるからだ。

さて、但馬の百三十一座という神様の数は、全国順位からいえば第五位だ。この数を、但馬八郡の郡別で見るなら、朝来郡九座、養父郡三十座、出石郡二十三座、氣多郡、城崎郡は共に二十一座、美含郡十二座、二方郡五座、七美郡十座ということになる。氣多郡は、但馬の中で第三位に当る。この氣多郡二十一座という数は、淡路国二郡十三座を遙かに引離している。氣多郡二十一座の神社の中、日高町域に鎮座しているのは、次の十八カ所十八座である。

国府地区

鷹貫神社（竹貫）三野神社（野々庄）御井神社（土居）伊智神社（府市場）氣多神社（上郷）

八代地区



写真70 神門神社（荒川）

思往神社（中）多麻良伎神社（猪爪）須谷神社（藤井）

日高地区

井田神社（鶴岡）樅縫神社（鶴岡）日置神社（日置）壳布
神社（祢布）久刀寸兵主神社（久斗）高負神社（夏栗）

三方地区

神門神社（荒川）佐久神社（佐田）

清滝地区

山神社（山宮）戸神社（十戸）

外に、養父郡より日高町に合併した赤崎には伊久刀神社があり、浅倉には兵主神社がある。

氣多郡の四つの大社

この中で注意すべきは、先にもふれた如く、新に官社に加えられたばかり

の、山・戸・櫛椒・雷の四神が大社に列せられていることである。但馬の大社は十所、十八座であり、但馬の式内社数に対比してみると、八・八%の比率に当るが、この中、氣多郡には、大社が四カ所もある。氣多郡の式内社数との関係を見ると、一九%に当り、遙かに但馬の平均値を引き離している。大社が一郡に四カ所もあるという氣多郡のこの例は実は兵庫県下では皆無である。つまり、兵庫県下最大ということだ。この

か。
姓、窮困のもの七百四十七人が国家扶助の対象となつてゐる。恐らく水害によつて、痛めつけられた人たちであらうし、また、国府の近くの災害であつただけに、その被災状況は、適格に把握されてゐたためであろう。このような災害回避のためには、風神・雷神・海神のなによりの加護が強く要請されたことだろう。神慮を安ぜんぐために、この異例ともいふべき、大社の数が、氣多郡で選定されることとなつたものだらう



写真71 戸神社（十戸）

氣多郡四所の神と、城崎郡一所の神は、承和九年（八四二）官社に選定され、貞觀十年（八六八）には、從五位下から從五位上に進んでゐる。新入りの神にもかかわらず、但馬の数ある神社の中で、破格の待遇を受けてゐる。これらの五所の神が、わけても、円山川水系の下流部に集中してゐることは、また、円山川の高水位対策に関連して、風神・雷神の冥護を祈念すること切なる事態が発生してゐたためだろうか。貞觀十五年（八七三）といえは、五所の神の神階昇叙後、いくばくもたつていない時期だ。この時、円山川の最下流部に當る城崎郡では、澇旱の百

氣多神社

さて、このように見ると、式内社の点では氣多郡は、但馬国の中だけでなく、兵庫県下に於ても、濃厚な所在地であった。式内社に數えたてられることは、たまたま十世紀初頭現在に於て存在し、政府より奉幣を受けた事が確實に証拠だてられる神社だったということで、この外にもこのころ、中央政府や但馬国衙から、公的な尊崇を受けないまでも、氣多郡内の農民によって、斎^{いっつ}き祭^{いの}されていた神社は、その数が多かつたに違いない。先にも述べた如く、大岡神は既に正六位上に叙されているから、實際には官祭に預っていたと考えてもよい神社で、更に貞觀十年（八六八）從五位下の神格に昇叙している。このようすに神階授与の対象となるほどの神威の輝きを有し、そのことが当時の史書に記録されているにもかかわらず、式内神社の中には数えられていないのも、その一例であろう。とは言え、氣多郡に隣接する養父郡や出石郡に於て、その中心的な神社と考えられる養父神社や出石神社には、神戸^{いりど}が付していた。一定数の封戸が割り当てられ、その戸の納める租税が、その神社の収入となっている。氣多郡の中心的な神社は、その名前からして氣多神社が、中心的な地位を持つ神社だったろうが、神戸^{いりど}は寄せられていない。既にふれた如く、惣社としての一種の社格を有するだけに留まっている。それだけに氣多神社に比して、出石神社や養父神社の方が有力な大社だったわけだ。それらの神社は但馬の平野部の中、どちらかといえば、盆地性の比較的とまつた地域の中に存在していて、その土地の有力豪族から祭祀を受けていたものだった。この意味で、氣多神社を奉じたと思われる氣多氏の勢力は、養父神社や出石神社を奉ずる祭祀集団に及ばなかつたものであらう。だから、氣多神社には、但馬国府の膝元に存在し、全但馬の中心的な場所を占めているにもかかわらず、神戸^{いりど}の施入がなかつたのだ。

郡分寺と郷寺

日本に仏教が渡来してから、百年近くもたつと、仏教の普及はめざましく、日本のあちこ

ちで造寺が行われ、これが、白鳳寺院と呼ばれている。但馬の白鳳寺院は、現在のところ
 豊岡市三宅の薬琳廢寺のみが知られている。既にふれた如く、日高町府中新、鹿島神社境内地には、大きな
 碇石が安置されている。このことから、かつてこの附近には、大きな寺院が存在していたものと想定し、一
 応、但馬の郡ごとに設置された所謂「郡分寺」の存在を推定しておいた。この郡分寺の建立は、三宅の薬琳
 廃寺の建立に続く時期のものだった。郡分寺とはいえ、一ヵ寺を造営しようとするなら、巨額の費用がい
 る。しかも建築、造仏、莊嚴具の製作など、すべてが新來の技術を必要とする事業だった。この技術の調
 和、統一の上に立って初めて初めて造営は可能だ。この郡分寺は氣多氏に代表されるような、氣多郡の在地有力者
 が、個人的に独力で建立したものではなく、むしろ、但馬国司の側から、積極的に造営費の援助、助成が行
 われていたことだろう。こうした援助を行うことで、彼等郡司級の人の権威づけを行い、彼等の在地統率力
 を利用しながら、律令体制の浸透を計ったのだ。この基盤があつたからこそ、國分寺が、國府に至近してい
 る城崎郡や養父郡や出石郡の郡域に建立されないで、氣多郡の内に選定されたことだろう。このような勢が
 進むと、日置郷とか、太多郷や三方郷などの各郷に「郷寺」が建設されてもいいようになる。既に壯麗な藤
 原京が、大和盆地に建設されたころには、この先進地帯では、郷寺の建立も行きわたっていたといわれる。
 日高町域を含めて、但馬では、この郷寺造営の記録や、遺跡は検出されていないが、それだからといって、
 郷寺が造営されていなかつたとは、いい切れないのである。

万場から寺院跡と推定される礎石が出土している。一応は平安時代のものと推定されているが、この廢寺

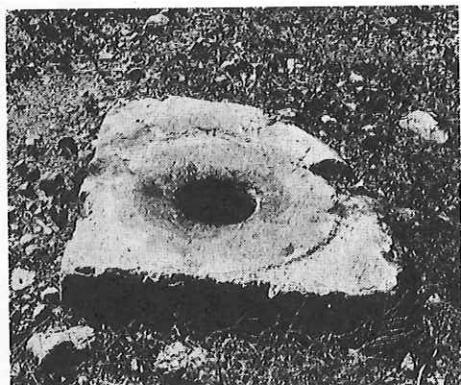


写真72 寺院跡と推定される礎石（万場）

跡は、稲葉川沿いの比較的開闊部に位置していることより見て、時代をくり上げて、「郷寺」のような性格を持った寺院の旧跡と見ることは、無理なことだろうか。国分寺・郡分寺・郷寺と、政府の側から積極的、促進的な造営政策が進められる。律令制度運営のため、文字を知り、法令を知る地方有力者を養成することが急務だった。寺は鎮護国家の道場であると同時に、他方に於ては教育の場であつたろう。律令制度を全面的に実施するため、随分と但馬国衙から郡司や郷司に指令が発せられる。復命の律令文書の作成には、このような郡分寺、郷寺に於て、教養文化的な素養をうけた、上層農民たちが、その担当者となつたことだろう。

進美寺の創建

日高町の南東域を限る須留岐山は、さきに「神の山」として理解しておいた。この山の尾根を西へ行くと進美寺山に続く。須留岐山頂から進美寺山頂へ通ずるこの尾根道は、円山川本流とその支流浅間川との分水嶺であったと同時に、実は古代律令制時代に制定された養父郡と気多郡との郡界線でもあつた。従つて進美寺山にある進美寺は、その麓の赤崎と共に、もともと養父郡宿南村に属していた。昭和三十年二月、宿南村より分村、日高町へ合併した地区の一つであった。進美寺はもともと養父郡域内に所在していたとはいえ、その寺領が氣多郡に分布していたためであろうか、弘安八年（一二八五）



写真73 進美寺の觀音堂（赤崎）

に撰上された『但馬国太田文』では、進美寺は氣多郡の項に記入してある寺だった。この進美寺が、建立された次第については、同寺の縁起は次の如く述べている。即ち、文武天皇慶雲二年（七〇五）、僧行基が開き、聖武天皇天平戊寅の年（天平十年・七八）、勅して十三間四面の伽藍、並びに四十二坊別院が建立されたものという。

この寺伝は、そのまま信じるわけには行かないであろう。特に、天平十年（七八）の頃、伽藍の整備が行われたというのは、但馬国の国分寺が建立されるに先立つ時期のこととなり、他面氣多郡の郡分寺とかねあいを考えて見ても、無理な話のようだ。だが進美寺の開基が、僧行基だと考えられている点は、たといそれが事実でなかつたとしても、注目しなければならない。既に郡分寺の造営・經營には、但馬国司の側からする積極的な勧奨・保護策が採られていたことであろうが、何といつてもこれを受容する主体は、気多君のような郡司級の有力豪族や上層農民であつたろう。彼等は初のうちこそ、仏教受容に当つて、受身的に関係していたが、やがて、仏教に対する期待・帰依は本ものの形と変化していく。行基の活動は、その起縁をなすのに大きな作用をしていた。既に摂津の東部地域では、天平初年のころから、著しい社会教化活動が展開している。行基の活動的地域的なひろがりは、この但馬には及ばなかつたが、その影響は痛烈に伝わ

つて来たものであろう。但馬に仏教が伝播してくる一つの契機があるものとすれば、それは行基の活動に支えられねばならなかつた。進美寺の開創が、但馬のどこの寺よりも古いものと考えられた時、それは、容易に僧行基の姿に結集してくる。かくして、進美寺の開基は、僧行基という偉大な人格に比定されている。

しかし、進美寺の造寺の実施状況は、まさに、山中に設営されたものであつたし、その伽藍配置も、但馬国分寺に見るようすに整備されず、山中の僅かばかりの開闢地を選定して造成されたものだつた。国分寺が政府の手によって、平野部に均制的に造営された官寺であつたに対して、進美寺は全く、これと異なつた基準で造営されているということは、天平十年（七三八）というような、但馬国分寺建立に先立つて造寺が行われたものではなく、寧ろ、時代が下つて、平安時代の初め頃の造営になつたものかと思わせ、それを支えたものは、政府ではなく、川人部広井や日置部是雄のような、この地方在住の有力豪族だつたのである。この私寺の典型的の姿が進美寺だつた。

観音寺・円提寺

さて『但馬国太田文』を見ればこの氣多郡には、官寺の国分寺、私寺の進美寺以外に、なお、觀音寺・円提寺・比曾寺・善雲寺・河會寺・安養院・中禪寺・長喜寺・藥音寺・蓮台寺・吉祥寺・竹隆院・善代寺・樂音寺・興法寺・釈迦寺・三會寺・小山田寺の十八カ寺の名前が載せてある。この中、藥音寺とするのは樂音寺の書き誤りの如くである。それにしても、なお十七カ寺の名前が知られるわけだ。また、『大岡寺文書』によると高生郷の地に極樂寺が知られる。

『但馬国太田文』によると、但馬八郡の中で寺の数の多い郡でも、せいぜい六カ寺だ。十七カ寺という数字



写真74 観音寺の観音堂（観音寺）

は、ずば抜けて多い。勿論寺の数は第一位に当っている。この七カ寺は、もとより私寺であろうし、その創立の年代及び由来はわかつてない。それどころか寺地すら確認出来ないものが多い。恐らく、これらの寺地は、国分寺のように、平野部に建立されないので、当時の農民の生活の場を避けるように、人里を離れて、奥まった山の谷合の地を相して、堂塔が建立されていたことだろう。そして確実に言えることは、この十七カ寺は、創立事情が分明しないといつても、『但馬国太田文』が選述された弘安八年（一二八五）現在に於ては、伽藍が存し、堂塔の美を競つてのことだ。この中、九つの寺については、何等かの手がかりがあるので、紹介して見よう。

観音寺—寺伝によると、天平二十一年（七四九）、僧行基が開基し、寛仁元年（一二〇一七）、惠心僧都によつて再興されたと伝え、今に伝える釈迦涅槃像は、久安年中（一一四五—一一五二）近衛天皇の勅願所となつた節、寄せられたもので、天永二年（一一一）滝泉院行長、伽藍を再建したともいう。

蓮台寺—現在は知見の「宮の谷」に所在しているが、もともとは、「赤城」にあつたと伝え、天禄三年（九七二）寛空和尚の開いたものと伝えている。近世に入って、知見の宮の谷鎮座の八幡神社を管したもののが多く、江戸時代に入って、八幡宮社維持の神田について紛争があつた時、蓮台寺は、中興觀音法印以来の先例

を守ろうと、栗山・篠垣に對して種々の工作を行つてゐる。

中禪寺——創立について全く伝えていないが、寺地について、中村の北方、赤谷山の麓に往古、寺があり、山崩れのため破碎し、其の跡が沼となつた。この沼を中禪寺といつてゐるし、また、天保年中（一八三〇）（四四）この附近で井戸を掘つた所、陶器の破片及び朽木等種々の品物が出土したともいうから、この附近に建てられていたものだろう。

安養院——再びふれるが正和五年（一一三一六）、元亨元年（一一三二一）、元弘三年（一一三三三）と、中世に、その名が見えるにもかかわらず、今は全く、その創建の由来は伝わらず、寺跡も、八代地区の何処にあったか、不明となつてゐる。

河會寺——天平宝字年中（七五七～七六五）、賢者仙人が大岡寺を開いた時、薬師如來の木像二体を刻し、一体を大岡寺の本尊となし、一体は河江の満願寺に寄せたという。この満願寺が河江寺のことと、『但馬国太田文』が「河會寺」と記している寺だという。満願寺の所在は、「堂ノ後」という所だ。満願寺は後に焼亡してしまうが、たまたま満願寺の跡を開いて畑にしようとした所、金仏四体及び刀剣の類が出土したともいふ。

吉祥寺——荒川に吉祥院がある。これが吉祥寺の名跡を受けたものだろうか。

善代寺——今は全く寺跡が検出されないが、山田にあつたとかいう。

樂音寺——水上に、小字名として、「樂音」がある。ここに由縁があるのだろうか。

三會寺——土居の小字に「三女寺」がある。大きな地積だし、平安時代中期と思われる土器が多数出土して

いることから、三會寺をこの「三女寺」に比定して見たい。

さて、進美寺を始め、『但馬国太田文』に所収されている十七カ寺は、政府の手によって造営され、その後の維持管理が行われていた寺ではなかった。私寺として、この氣多郡の中で、有勢となつた豪族の手によつて建立されたものであり、その維持管理は、また、これらの豪族の力に頼らねばならなかつた。その草創に当つては、彼等の所有していた田畠が寺田として寄せられ、時によると奴婢も寄進されていたことだろう。

彼等は、その初めは、純粹に現世の利益を祈り、後世の安穩を計つて堂塔房舎を建立したものであらうが、護寺活動を展開している中に、寺院に限つて許されている特権を逆手に取り出す。寺田や奴婢は、彼等が寺院に寄せたものだが、この寺院の財産ともいふべきものを私事に使役する。このことの故に、はみ出するのも出て来る反面、肥るものは、ぐんぐんと肥つてくる。政府としては取り締りの手をいくつか打つが、その実効はみられない。その初め、有力豪族によつて、建立されたはずの私寺が、今は却つて、その豪族たちのたくましい利財源に転化し、古代的な伝統を引く豪族たちを圧倒するようになる。古代豪族の退潮は、彼等に支えられた郡分寺や郷寺の衰滅を誘う。

府中新の鹿島神社境内に、保存されている大伽藍と思われる礎石は、外護者を失つて破滅した寺院の名残りを示すものであろう。



写真75 大岡寺の薬師堂(大岡)

さて、大岡山について、このように語られてはいるが、この開基の時期や、草創の人物については、全く信を置くわけにゆかないだろう。しかし、永暦二年（一一六一）の大岡寺敷地山林注進状によると、地主大岡社、客人白山神の名前が記載されている。この大岡社は、大岡神を祀るものであろう。大岡神は地主神と現、竜女は大岳明神の姿を頗らかに現して来たといふ。

既に述べた如く、大岡神は、山そのものが神の山と觀ぜられ、大岡の山に籠り給う大岡神に対して、神階が授与されていた。この大岡山にも寺院が建立されてくる。大岡寺の縁起によると、それは天平宝字元年（七五七）のことである。開基は氣多郷の住人、忍海公永の子、賢者仙人だという。既に述べた如く、『但馬國正税帳』には、大麿忍海部広庭の名前が知られている。見たところ、この公永と広庭は姓を共有しているから、関係ありそうに思えるが、忍海公永という名は、逆に忍海部広庭の名から仮託されたものだろう。さて、賢者は、大岡山に籠居六年、難行苦行の勤めをもつて、仙人となる。深山で仏教修行する山伏行者の姿が浮び上ってくる。賢者は、大岡山に寺院を建てようと發願する。と天地は一時に闇夜と化し、やがて東方に出現した、日輪の中に、男女の形、二人が鮮かに浮き出てくる。やがて、賢者仙人の加持の法力によって、竜男は白山権現、竜女は大岳明神の姿を頗らかに現して来たといふ。

大岡神と大岡寺

既に述べた如く、大岡神は、山そのものが神の山と觀ぜられ、大岡の山に籠り給う大岡神に対して、神階が授与されていた。この大岡山にも寺院が建立されてくる。

既に述べた如く、『但馬國正税帳』には、大麿忍海部広庭の名前が知られている。見たところ、この公永と広庭は姓を共有しているから、関係ありそうに思えるが、忍海公永という名は、逆に忍海部広庭の名から仮託されたものだろう。さて、賢者は、大岡山に籠居六年、難行苦行の勤めをもつて、仙人となる。深山で仏教修行する山伏行者の姿が浮び上ってくる。賢者は、大岡山に寺院を建てようと發願する。と天地は一時に闇夜と化し、やがて東方に出現した、日輪の中に、男女の形、二人が鮮かに浮き出てくる。やがて、賢者仙人の加持の法力によって、竜男は白山権現、竜女は大岳明神の姿を頗らかに現して来たといふ。

既に述べた如く、大岡神は、山そのものが神の山と觀ぜられ、大岡の山に籠り給う大岡神に対して、神階が授与されていた。この大岡山にも寺院が建立されてくる。大岡寺の縁起によると、それは天平宝字元年（七五七）のことである。開基は氣多郷の住人、忍海公永の子、賢者仙人だという。既に述べた如く、『但馬國正税帳』には、大麿忍海部広庭の名前が知られている。見たところ、この公永と広庭は姓を共有しているから、関係ありそうに思えるが、忍海公永という名は、逆に忍海部広庭の名から仮託されたものだろう。さて、賢者は、大岡山に籠居六年、難行苦行の勤めをもつて、仙人となる。深山で仏教修行する山伏行者の姿が浮び上ってくる。賢者は、大岡山に寺院を建てようと發願する。と天地は一時に闇夜と化し、やがて東方に出現した、日輪の中に、男女の形、二人が鮮かに浮き出てくる。やがて、賢者仙人の加持の法力によって、竜男は白山権現、竜女は大岳明神の姿を頗らかに現して来たといふ。

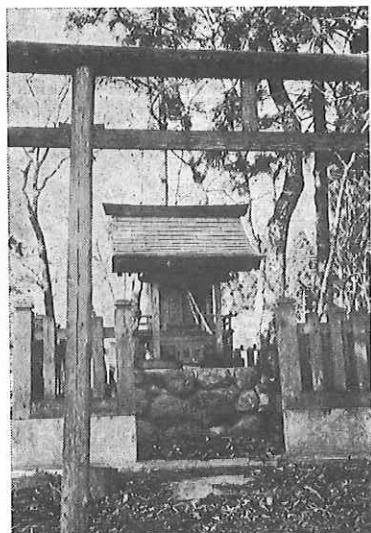


写真76 大岡白山神社（大岡山）

る。こうして見ると大岡寺は、現在こそ真言宗だが、その初めに当つては、天台宗の僧侶によつて創められたものであろう。そういうば進美寺も天台だ。国衙の所在地である国府・平野を取り巻く山やまに、天台系の大伽藍が建立されてくる。大岡寺には多聞院・安樂寺・安子院・地藏院・般若院・弥勒院・北ノ坊・平樂院・極樂寺・東禪寺・成就院・西ノ坊の十二坊が、また進美寺には四十二坊別院が付したという。

但馬国司と八幡別宮との斗争 長元元年（一〇二八）但馬守源則理が石清水八幡の別宮の神人を射殺するという事件が起きた。この経過については、『兵庫県史』は、『行親記』の記事を引用して次の如く説明している。——長元元年（一〇二八）、但馬守源則理は、但馬国の八幡別宮司

を考えられている。大岡神が籠る大岡山に寺院を建立しようとする時、先づ何をおいても、地主神の了解を得る必要があったのだ。もしそうでなければ、神のたたりは大きく、安穩として寺院の建立を許すものではなかつた。地主神なる大岡神を慰めるために、大岡社が作られている。また、客人神として白山神社の名前が上つている。これは、加賀の白山神社から勧請されたもので、天台宗系の寺院では、必ずといってよい程、客神として祀られている神であつた。



写真77 井田神社（旧伊福別宮）（鶴岡）

（任地に在国する国司）らを官において勘問した結果、五月になつて国守則理を土佐へ、刑部大輔相奉を伊豆へ、散位成任を佐渡へ、小野近則を常陸へ、重氏を安房へ、尾張忠親を隱岐へというように七人の関係者がそれぞれ流罪に処せられた。右の事件を審査した閏四月八日仗議の最中に、にわかに雷鳴がとどろき雹が降つて、人びとは石清水八幡の神の怒りにおそれおののいた——と。

保元三年（一一五八）十二月三日の石清水八幡宮に関する宮宣旨によると、この時、八幡宮領として確認

である宿弥衆長が官物を納入しないため、これを追求した。どうも直接身柄を拘束したもようである。八幡別宮の別当、神人らはそれを不満として、数百人を率いて国府の近辺に押し寄せた。つまり集団的示威運動を行つて、国守則理を屈服させようとはかったのである。そのさい彼らは衆長を奪い返し、かつ国司の館のなかへ乱入する動きをみせたため、防戦しようとする則理側とついに武力衝突をひきおこすにいたつた。このとき彼らのなかに矢にあたつて死亡するものが出て、石清水八幡宮側はますます態度を硬化させた。こうして、八幡宮では別当がこれを訴え、国守則理も国の解状を進めることにより、同年十二月には、太政官から右少史高橋文俊を現地へつかわして両者を推問した。その後、後一条天皇の崩御などがあつて延引をかさねたが、長暦元年（一二〇三七）三月に但馬の在国司

された所領の中、但馬関係のものは、菅莊・安良別宮・伊福別宮・龜別宮・栴別宮・勝樂寺別宮・室尾別宮・熊次別宮の八つがある。但馬国司源則理と争ったのは、この八つの別宮の中の一つであろうが、今はそれをあきらかにすることは出来ない。この中、伊福別宮というのは『但馬国太田文』によると所在が氣多郡となっている。円山川の右岸鶴岡宮ノ谷にある井田神社が、この別宮の後身だと考えられている。その創建については、嘉祥元年（八四八）、悪疫流行のさい、石清水八幡宮を勧請したものと伝えている。

さて、八幡宮神人と但馬国司の闘争の状態を再記してみよう。八幡別宮司は国司に搃められたので、数百の群集がひとまず国府の近くに集結し、別宮司を奪い返し、かつ国司の館の中に乱入しようとしている。この情況から判断すれば、彼等数百の群集がひとまず集結した国府近辺の地というのは、この伊福別宮ではなかつたろうか。伊福別宮と国府との間は至近の距離だ。彼等が伊福別宮を前進拠点とするなら、国府に対する圧力効果は大きい。また、この伊福別宮が前進基地と選定されないまでも、但馬の各地の八幡宮領の神人が国府の近辺に集結しはじめるようがあると、伊福別宮の神人たちは、彼らとの連帯感をかきたて、かつ地元なるが故に、強力な支援活動を行つたことだつたろう。

さて、『但馬国太田文』の中、氣多郡の項で、八幡宮神人免とするものを拾つて見ると、次の如くである。

表13 気多郡内における郷別惣田数と神人免一覧

	惣 田 数	神 人 免 高
計	四百十一町九反三百七十五歩 百二十四町三百三十歩	公文 矢部尼 地頭 越生長経 地頭 高田忠員 地頭 治田願西 公文 八木高貫 八木真阿
高 生 郷	百七町八反三百四十歩 百四十六町七反百九十四歩 六十七町四反百六十三歩 二十八町五反二百八十步 七十三町七反二百九十六歩 三十四町二反二百四十步 十九町二反三百三步	六十町 三拾一町九反三百七十步 三町五反 七町八反 十六町四反 十二町四反小 三町
氣 多 上 郷	百七町八反三百四十歩 百四十六町七反百九十四歩 六十七町四反百六十三歩 二十八町五反二百八十步 七十三町七反二百九十六歩 三十四町二反二百四十步 十九町二反三百三步	六十町 三拾一町九反三百七十步 三町五反 七町八反 十六町四反 十二町四反小 三町
狹 沼 下 郷	百七町八反三百四十歩 百四十六町七反百九十四歩 六十七町四反百六十三歩 二十八町五反二百八十步 七十三町七反二百九十六歩 三十四町二反二百四十步 十九町二反三百三步	六十町 三拾一町九反三百七十步 三町五反 七町八反 十六町四反 十二町四反小 三町
八 代 郷	百七町八反三百四十歩 百四十六町七反百九十四歩 六十七町四反百六十三歩 二十八町五反二百八十步 七十三町七反二百九十六歩 三十四町二反二百四十步 十九町二反三百三步	六十町 三拾一町九反三百七十步 三町五反 七町八反 十六町四反 十二町四反小 三町

こうして見ると、神人免が適用されているのは、国衙領だけに限られ、神社領・仏寺領・莊園内には全く存在していないことが分る。また、既に述べた如く、気多郡内に国衙領が存在しているのは、稻葉川流域では久田谷までで、それより西方の三方・西気・清瀧地区は莊園ばかりであるから、神人免の存在している地域は八代・日高・国府地区だけで、同じ気多郡の中でも、円山川右岸の加陽郷、つまり現在の豊岡市域に編入されている地区は、これまた神人免の対象となっていない地区となっている。

さて、神人というのは、もともとは古代の神賤の後身で神主や社家の支配を受け、神事や雜役を奉仕していたものだが、国衙領には国司や知行國主や寺院知行國主などがいろいろの仕組で、農民に税金を課し、賦役をいいつけていたから、莊園制が発達するにつれて、神社の課役の方が、国衙の賦役に比べてずっと軽くなっていた。それで、神人になれば、そのことによって国衙の賦役が免除されるので、名主などで神人になるものが多かったのである。彼等の中には武士化するものもあつたが、この長元元年（一一〇二八）の示威運動が示す如く、石清水八幡宮の神人の強訴の際には、その先鋒となっていたもので恐らく、伊福八幡宮の神体を神輿に移座させてこれを奉じ、神輿の鈴をじやらじらと鳴らし、どんどんと太鼓を打ち、熱っぽい掛け声と喊声をあげて、ねり込んだことだろう。

神人免というのは、このような神人たちのために、公事や年貢を免除した田地の事であった。それは、神人たちが所有している田のなかで、どことこの分といって、特定の田地を指定するのではなくて、恐らくこの免田は、浮免といって一定の面積だけを定めたものであろう。高生郷の如きは百七町余の中、五割強の六十町歩が、充当されている有様で、表13に見る如く、高生郷以下七郷の全田積の三分の一が免田となつている。この七郷はまた、伊福別宮とは近い所にあつたので、便宜、免田がこの中から選定されたものであろうが、この事は逆に言えば、伊福別宮の神威の光被地域は、この七郷が限界だつたということだろう。即ち、久斗、祢布あたりから東部の平野部すべてにわたつて、伊福別宮は大きな神威を輝かしていた。

その後、時代が下つて、鎌倉時代に入ると、但馬守護太田昌明が、進美寺領に違乱をなして、進美寺側から訴えられたことがあつた。安貞二年（一二二一八）、これに対する昌明の弁疎状の中で、進美寺領が八幡宮

より押妨を受けた時、これを排除してやつた由も申し立てていることから知られる如く、この後も、引き続
き伊福八幡宮の神威は有勢だったことが知られる。

ところで、『但馬国太田文』によると、氣多下郷の中に、舞人並新井莊国役人等、七町三反余との記載がある。このうち新井莊国役人については、後でふれることとして、舞人について考えてみよう。

舞人は、「もうど」と読むべき字であろう。「もうど」は普通、「間人」と書くが、「亡土」とも書き、名主屋敷内に居住し、名主の下に、半ば隸属的に使われ、自分の土地は所有していない農民だ。時代は下るが、室町時代には養父郡の石原の舞人、中島入道は源祐尚の手によって、日光院に寄進されている。中島入道は、こうしてずっと死に至るまで、日光院の雜役に追い使われていたらうが、このように舞人は、名主から見れば、一段と下層の農民で、時によれば、このように物件なみに取り扱われていたのであつた。氣多郡下郷や養父郡小佐郷などで、このような下層農民の存在も知られている。

第三節 源頼光

満仲さんの碑

清瀧地区の神鍋（太田）には、「満仲（まんじゅう）さん」と呼ばれている碑があり源満仲の碑だという。満仲は、清和源氏の先祖となつた武士で、諸国の国司を歴任してから、摂津の多田庄に住して、多田満仲と呼ばれていたが、但馬には全く関係のない武士だつた。それなのに、太田（神鍋）の地には、このように満仲さんの碑が建設され、それはこの清和源氏の多田満仲を祀るものだと



写真78 伝満仲さんの碑
(太田神鍋)

まに、地方に下つて国司となるものが多かつた。

既にふれた如く、奈良時代の初めごろ、但馬国司に任官した陽胡真身は、聖武天皇が奈良に大仏を铸造した時、四人のわが子を含めて、五千貫目の献金をなし、一躍新興成金の首位に数えられた人だ。それは但馬国司という身分が保証され、法律畠出身で、法律にくわしいところから、税制体系の不備をいいことに稼ぎまくつて貯めこんだ金だった。今や摂関政治のため、地方に下国した国司たちは、現地の下級地方官を郷司に任命したりして、任国から巨富を吸い上げ、これを摂関家に献金することによって、更に次の榮達をはかるようになる。平安時代の中頃、そのような国司として、典型的に現われるのが、源頼光だった。

但馬守源頼光

さて、多田満仲の長子が頼光だ。頼光は時めく藤原道長に取り入つて、家司となり、早くから国司に選任され、多くの国々の国司を歴任した。この源頼光が但馬守に任じていた。

信じられ、近隣村落の人たちの崇敬を受けている。恐らく太田と多田とは、音が相通じるところから連想されたものであろう。多田満仲が源氏の武士団の党領として顯われはじめたころが、京都では藤原氏の摂関政治が確立した時期だった。天下の政治は摂関家の意のままに行われ、中央の政界から閉め出しをくつた下級貴族は、意を得ぬま

『金葉和歌集』によれば、

源頼光が但馬守にてのぼりける時、館の前にけた川といふ川あり、かみより船のくだりけるを都あくる侍してとはせければ、蓼と申すものをかりてまかるなりといふを聞きて口すさびにいひける。

とあつて、頼光が「たでかる船のすぐるなりけり」と詠んだのを、連歌にききなして、頼光の妻が、「あさまだき、からろの音のきこゆるは」と続けたという。

源頼光は、明らかに但馬守だと記せられ、但馬の国府の館から、朝もやにけぶる氣多川を眺め、暁のじまの中に、蓼を積んだ船の櫓音を聞いている。

では、源頼光は、何時但馬守になつたのであろうか。この点、資料的に明記したものはない。推定の手がかりを二、三あげて見ると、次の如くだ。寛弘八年（一〇一一）八月の『権記』の記事の中に、彼のことを「前但馬守」と表現してあるので、頼光が但馬守であつたのは、この寛弘八年以前のことだつたろう。そして、同じく『権記』の寛弘三年（一〇〇六）正月の記事によると、『権記』の作者、藤原行成はこの時、左大弁で太政官に関係していく、美濃守頼光の解由状を持つて内大臣の藤原公秀を尋ねている。解由状は、事務引継関係文書のことだ。恐らく源頼光が美濃守から但馬守に選任したために、解由状を奉呈したことだつたろう。また、頼光は寛弘八年（一〇一一）の四月には春宮坊の権亮に転じている。これは但馬守としての任務が終つたことを意味している。こうした関係を煮つめて見ると、寛弘三年（一〇〇六）か、遅くとも寛弘四年（一〇〇七）の初めごろから、七年（一〇一〇）ごろまでが、但馬国司であつたと考えていいだらうし、年齢は六十歳前後と推定されている。

頼光と藤原朝経

藤原朝経は、大納言藤原朝定の息男で、左大臣顕定の甥に当り、一条天皇の女御藤原元子とは従兄妹の間柄の人物で、藤原氏の流れの中で、北家につらなり、名門の生を享けていた。この朝経が、「公卿補任」長和四年（一〇一五）の条によると、「寛弘二年六月権左中弁、同四年正月、兼但馬守」とあり、寛弘四年（一〇〇七）に但馬守となっていることが知られる。丁度このころ、源頼光も但馬守に任じている時だ。

もともと但馬守は一人であるのが原則だが、同時期に二人の但馬守が存在している。これには訳がある。

藤原朝経は、この後、寛弘六年（一〇〇九）三月には権左中弁から左中弁に昇進していることから知られるように、本官は京都の役職である権左中弁や左中弁で、但馬守は兼官であった。それも、但馬の国から上の収入のみを目的とした但馬守で、朝経自身は一步も但馬に足を入れていらない人だった。このような国司を遙任国司といっている。

これに対して、頼光は実際に但馬国に赴任している。この頃、頼光は摂関家の家司として、藤原道長に、ますます接近していた。摂関家では、頼光のような摂関家に忠実な武士を、但馬国司として、但馬に派遣しておけば、但馬に存在している摂関家の所領を保護してくれると目算を立てていたようだ。国司は公地の中に荘園が喰い込まないよう管理しなければならぬ立場だが、かえってその立場を利用して、主家筋に当る藤原道長の荘園保護に手を貸すようになる。このため、どうしても、頼光は但馬に、実際に赴かねばならないかった。現地に赴任した最高責任者で、受領国司と呼ばれる人たちの一人であつた訳だ。先にふれた如く、源頼光は、蓼を積んで氣多川を下る船の櫓音を国司の館に於て、耳にしている。上郷の頼光寺は、この源頼

光の居館址に建立された寺だという。

さはいえ、頼光が実際に、但馬国に赴任したといつても、それは一時期だけのことと、べったりと但馬王府に腰をすえていたのではなく、京都に居ることの方が多いかった。

富裕な国司

こうして源頼光は、但馬守として、公的権力を遂行する一方、藤原道長の下司として、私的権力を行使する。権力の両面を使い分け、諸国の国司を歴任している間に、莫大な富を蓄積している。寛仁二年（一〇一八）藤原道長の土御門第の造営が行われ、道長は、諸国の国司を工事に動員した時、源頼光は、家中の調度類などの雑具を引き受けて、独力で内部施設を飾りたてた。それは厨子・屏風・唐櫛筈具・韓櫃・銀器・舗設・管絃具・劍など万般にわたり、はした金では手に入るしろものではなかった。運び込まれるこの道具類を見物しようと、洛中の群集の人垣が作られていたのである。

蓼は、染料の原料である。氣多川の氾濫原に自生していると思われる蓼の刈り取り作業を朝早くから行っている農民の姿を、この頼光の致富ぶりに対照させて見ると、あまりにも痛々しい。

莊園と御厨

ところで、すでにふれたごとく但馬には、石清水八幡宮の別宮が、鶴岡の伊福別宮を含めて、八つもある。どうして、このように多くの石清水八幡宮の別宮が成立したのだろうか。先にもふれた如く、但馬国司は、国衙の役人を郷司に送り込んで、直接に租税の取り立てを行っている。まともに取り立てられると農民はたまたまではなかつた。徵税強化に悩んだ農民は、ここに一つの便法

を思いつき、自己の所有地を石清水八幡宮なり、京都あたりの有力寺院、貴族に、名目的に寄進、移譲してしまう。しかし、名義だけの移譲で、実質的な権利は、がっちりと握り、名義料を支払っている。この名義料は、国家に払う税金よりも安くついた。というのは、寄進をうけた寺社なり、貴族は、政府にかけあって、この土地には、国司が警察権や徵税権を行使することを排除してくれるからだ。この土地が莊園といわれるもので、莊園には、このような農民たちの寄進によって成立したものの外に、なお寺社側から自主的、積極的に開墾をすすめて、その土地を政府の管轄外に置いたものもあつた。

さて、但馬の農民たちが、國家統制からの離脱を計って、石清水八幡宮に農地を寄進し、石清水八幡宮を領主と仰ぐようになると、頼まれた石清水八幡宮は、この莊園の精神的拠り所として、石清水八幡宮神を勧請して、別宮を作り、傍らここで莊務を監視する。このようにして、但馬に伊福別宮の外に七つの別宮が建立されているのである。換言すれば、石清水八幡宮伊福別宮が所在している日置郷には、かつて、有力農民が存在しておればこそ、自己の土地を石清水八幡宮の神威にかけて、寄進する気持になつたことだろう。

このようにして、氣多郡内に成立した莊園が七カ所ある。その中で日高町の町域に関係しているのは六カ所だ。

①太多莊 太多郷が、莊園化したものだろう。弘安八年（一二八五）田八十一町八反余を有し、伊勢大神宮領だった。領家は、岩倉皇后權大進、地頭は樂前藤内兵衛入道」。莊域は太多・十戸・頃垣・漆垣（うるしがき）・山宮・石井・柄本・東河内・水口・稻葉・万劫・山田・万場・名色・栗栖野・庄境・久田谷・夏栗・田ノ口・羽尻あたりだろう。

『大岡寺文書』の中には太多荘の名前が散見する。

② 樂前南荘・北荘 樂前郷が荘園化したものだらう。建治三年（一二七七）には、南北二荘、田おののお二十四町余とあり、伊府・篠垣・佐田が北荘で、野・伊原が南荘だらう。

③ 三方荘 三方郷が荘園化したものだらう。弘安年中以前に田五十九町七反あり、本家は横川中堂領、領家は越中律師定範。芝・荒川・猪子垣・広井・殿・栗山・觀音寺・森山・知見・三所あたりだらう。

④ 八代荘 弘安八年（一二八五）には、田五十三町八反あり。歓喜光院領にして、龜山院御領だ。藤井・奈佐路・谷・中・猪爪・河江・樹・三原にわたつて成立したものだらう。

⑤ 大将野上荘・大将野下荘 弘安八年（一二八五）大将野荘には、本家は宇治勝安樂院、領家は、円満院宮があり、二つに分けて、一つを上野村といい田十町九反余、一つを下野村といい、田三十九町六反あり、のち延元四年（一三三九）に至る間に、上下二荘となつてゐる。

⑥ 新井荘 荘名の初見は、貞應元年（一二二二）で仁和寺領。弘安八年（一二八五）田十三町余あり、現在、日高町の町域には、新井という所はないが、三方附近だらうと想定されている。

さて、この中、太多莊は、もとは太多御厨といつてゐたのかも知れない。御厨というのは、史料的には、伊勢大神宮と加茂神社とに限られていて、もとは神前に供えるものを調進する屋舎をさしてゐたが、神領を意味するようになり、内容的には、荘園と変らぬものである。

太多御厨は、伊勢神宮の中の外宮の御厨で、成立したのは、文治元年（一一八五）十月九日で同年九月十日永代不輸神領の由、宣下があり、供祭物は、上分八丈絹三疋、月次御幣料上品紙十五帖、起請雜用料絹十

七疋となつてゐる。

なお、夫々の莊園の展開については、後節に於て、関係条項に応じて再説することとしよう。